○国土交通省告示第四百九十三号

佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　設置者の氏名及び住所 (1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　佐賀県　佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号 (2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　佐賀空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　佐賀空港内及びその周辺　佐賀県佐賀市 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	一　設置者の氏名及び住所　佐賀県　佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　佐賀空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　佐賀空港内及びその周辺　佐賀県佐賀市 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

（略）

航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の南東約千百七十メートルの位置及び西南西約八百五十メートルの位置
指向信号灯	航空赤、航空緑及び航空白の信号光	航空白十五万カンデラ	管制塔内

五～七　（略）

官庁報告

附　則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家サイバー統括室に企画官等を置く規則を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則

（企画官）

第一条　国家サイバー統括室（以下「統括室」という。）に、併任の者を除き、企画官三人を置く。

2　企画官は、命を受けて、統括室の事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

（サイバーセキュリティ監査官）

第二条　統括室に、サイバーセキュリティ監査官六人を置く。

2　サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、統括室の事務のうち、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第十三条に規定する指定法人をいう。）におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。

附　則

1　この規則は、令和七年七月一日から施行する。

2　内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（平成二十八年四月一日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件（平成十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

別表内閣サイバーセキュリティセンターの項を次のように改める。

国家サイバー統括室	内閣サイバー官